

# 中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 80)

(大学名)

鹿児島大学

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>鹿児島大学は、「鹿児島大学憲章」に基づき、我が国の変革と近代化の過程で活躍した先人の意志を受け継ぎ、自ら困難な課題に果敢に挑戦する「進取の精神」を有する人材を育成し、地域とともに社会の発展に貢献する知の拠点として、『進取の気風にあふれる総合大学』をめざす。その実現のため、以下の基本目標を掲げる。</p> <p><u>「進取の精神」を有する学士の育成</u></p> <p>鹿児島大学は、幅広い教養の厚みに裏打ちされた倫理観と生涯学習力を備え、「進取の精神」を有する人材を育成するため、学士課程の基盤となる共通教育の改善を図るとともに、専門教育の質を保証するシステムを確立する。</p> <p><u>大学の特色を活かした研究活動</u></p> <p>鹿児島大学は、独創的・先端的な研究を積極的に推進するとともに、総合大学の特色を活かし、島嶼、環境、食と健康等の全人類的課題の解決に果敢に挑戦する。</p> <p><u>地域社会の活性化に貢献</u></p> <p>鹿児島大学は、知的・文化的な生涯学習の拠点として、地域との連携を重視するとともに、各学部等の特色を活かした社会貢献を推進し、地域社会の活性化に貢献する。</p> <p><u>国際的に活躍できる人材の育成</u></p> <p>鹿児島大学は、アジア・太平洋諸地域との学術交流・教育交流を通じて、国際交流拠点としての機能を高め、国際的課題の解決に貢献し、グローバル化時代に活躍できる人材を育成する。</p> <p><u>社会に開かれた大学</u></p> <p>鹿児島大学は、地域に開かれたキャンパス環境を整備するとともに、社会への積極的な情報提供に努め、透明性の高い公正な大学運営とその改革を図ることにより、社会への責任を果たす。</p>	

<p>中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>【学士課程】 【A1】「進取の精神」を有し、学士力を備えた人材を育成する。</p> <p>【大学院課程】 【A2】地域社会の諸問題の解決に向けて、幅広い観点から取り組む人材を育成する。 【A3】知識社会を担う高度専門職業人や研究者等の育成をめざした大学院教育の質を向上する。 【A4】グローバル化の進展に対応した、国際的に活躍できる人材を育成する。</p> <p>【社会人教育】 【A5】社会人を積極的に受け入れ、社会ニーズに対応できる人材を育成する。</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【学士課程】 【B1】「進取の精神」を踏まえた「学生憲章」を策定し、アドミッション・ポリシーを再構築するとともに、全学的・系統的カリキュラムを整備・拡充する。 【B2】学士力を培う共通教育カリキュラム等の改革を推進する。 【B3】各専門分野の特性を踏まえた、学士力を培う専門教育に取り組む。 【B4】各教育課程のディプロマ・ポリシーを策定するなど、学位の質を保証する方法を確立する。</p> <p>【大学院課程】 【B5】島嶼、環境、食と健康等の全学横断的な教育コースを創設するなど、大学院教育体制を整備・充実する。 【B6】大学院教育カリキュラムを整備・拡充するなど、大学院課程における学位の質を保証する方法を確立する。 【B7】幅広い国際的視野を育成する実践的な教育プログラムを実施する。 【B8】留学生に対する教育カリキュラムを充実し、国際的に貢献できる人材を育成する。</p> <p>【社会人教育】 【B9】教員免許状更新講習やリカレント教育等の社会人への教育プログラムを拡充する。</p>

( 2 ) 教育の実施体制等に関する目標

【A 6】 共通教育及び専門教育の運営システムを強化する。

【A 7】 教育の質の向上を図る教育研究体制を整備する。

【A 8】 生涯学習力を身につけるための、学習環境の整備を推進する。

( 3 ) 学生への支援に関する目標

【A 9】 充実したキャンパスライフ環境を整備する。

【A10】 社会性・倫理観を涵養するボランティア活動を推進する。

【A11】 学生の多様化に対応した心の健康への支援体制を充実する。

【A12】 社会の変化に応じた就職支援を推進する。

( 2 ) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【B10】 「教育改革室」や「教育センター」等の企画立案機能を強化し、共通教育及び専門教育の実施体制を整備・拡充する。

【B11】 他大学等との連携や教育組織の見直しを行い、質の高い教育研究組織を整備・拡充する。

【B12】 歯学部歯学科の入学定員削減に積極的に取り組む。

【B13】 獣医学教育等の改善・充実を図るため、他大学との連携教育課程の編成等に取り組む。

【B14】 「進取の精神」を有する人材を育成するために、FD活動等を充実し、教員の教育力向上に向けた取組を展開する。

【B15】 附属練習船を活用した教育ネットワークを構築する。

【B16】 附属図書館等学内共同教育研究施設の学習支援機能の強化と環境整備を行う。

( 3 ) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【B17】 「学生なんでも相談室」の充実や学生による学生のためのアドバイザー「平成郷中サポーター（仮称）」の体制を整備するなど、学習・生活支援を充実する。

【B18】 学生及び留学生に対する経済・生活支援を充実する。

【B19】 社会に学ぶ体験教育の強化など、「ボランティア支援センター」を中心とした学生支援を拡充する。

【B20】 心のケアができる専門家の支援体制を整備するなど、「保健管理センター」を中心とした支援体制を拡充する。

【B21】 インターンシップ、キャリア教育の充実など、「就職支援センター」を中心とした就職支援体制を拡充する。

## 2 研究に関する目標

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

【A13】 地域的課題の解決を通じ、全人類の課題の解決に寄与する研究を推進する。

【A14】 各分野における多様な基礎的・基盤的研究を活性化する。

【A15】 国際水準の卓越した研究を推進する。

【A16】 研究成果を広く社会に還元する。

### (2) 研究実施体制等に関する目標

【A17】 学際的かつグローバルな研究の実施体制を整備する。

【A18】 全学的な研究支援体制を整備する。

## 3 その他の目標

### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

【A19】 各部署等の特色を活かし、地域社会の活性化につながる地域貢献活動を推進する。

【A20】 地域のリーダーとなる人材を育成し、地域の活性化に寄与する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【B22】 島嶼、環境、食と健康の研究領域を重点的に推進する。

【B23】 地域社会と連携し、地域的課題の解決をめざした研究を積極的に推進する。

【B24】 学内の研究課題のファイリング等を推進し、各分野の特徴に基づく研究基盤を整備する。

【B25】 将来有望な学内研究成果を拠点形成教育研究プロジェクトとして支援する。

【B26】 研究成果に関する情報の収集・整理を全学的に推進し、研究者総覧の公開など、研究成果の還元システムを整備する。

### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【B27】 「国際島嶼教育研究センター(仮称)」を設置し、学際的かつグローバルな研究を推進する。

【B28】 次世代を担う研究者等を支援する体制を整備する。

【B29】 「フロンティアサイエンス研究推進センター」など、学内共同教育研究施設の機能を見直し、研究支援体制を拡充する。

## 3 その他の目標を達成するための措置

### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

【B30】 地域貢献を推進する「地域貢献推進センター(仮称)」を設置し、地域ニーズに基づく研究成果や社会サービスを提供する。

【B31】 島嶼学、鹿児島環境学、焼酎学を推進し、かごしまルネッサンスアカデミー等を継続するとともに、有為な人材を積極的に育成する新たなプログラムを構築する。

【A21】生涯学習に対する全学的な取組を推進する。

( 2 ) 国際化に関する目標

【A22】国際的に活躍できる人材を育成するための環境を整備する。

【A23】島嶼、環境、食と健康等の国際的課題の解決に貢献する。

( 3 ) 附属病院に関する目標

【A24】患者さんの権利を尊重し、患者さん本位の原点に立った安全で安心な質の高い医療を提供する。

【A25】人間性豊かな使命感にあふれる医療人を育成する。

【A26】先端医療技術の開発と診療への導入を推進する。

( 4 ) 附属学校に関する目標

【A27】全学的なマネジメント体制の下で、附属学校園の組織運営の改善を推進する。

【B32】「生涯学習教育研究センター」の機能を強化するとともに、各部署等の特色を活かした生涯学習プログラムを実施する。

( 2 ) 国際化に関する目標を達成するための措置

【B33】「北米教育研究センター」等の海外拠点の機能を強化するとともに、本学留学経験者等を組織化し、海外に教育研修拠点を形成する。

【B34】学生及び教職員の海外研修プログラムの充実や留学生の受入環境を整備するなど、学内における国際化教育環境を整備する。

【B35】「国際島嶼教育研究センター（仮称）」を中心として、アジア・太平洋諸地域の国際学術交流拠点の機能を高める。

【B36】海外の学術機関との交流を深め、国際共同研究を積極的に推進する。

( 3 ) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【B37】地域における中核的医療機関として、診療機能を充実させ地域医療機関との連携体制を強化する。

【B38】医療環境安全部を中心に医療の安全管理・感染管理体制を一層強化する。

【B39】中央診療部門・臓器別診療体制の整備及び医科・歯科の連携強化により、患者本位の診療体制を構築する。

【B40】病院再開発により、診療環境や療養環境等の改善を行い、良質なアメニティーの提供や病院機能を強化する。

【B41】医療人として必要な知（知識）、徳（態度、チームワーク）、体（技術）を身につけさせる体制を充実する。

【B42】難治疾患の病因、病態解明、先端医療技術の開発・応用を行う。

( 4 ) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【B43】「附属学校園運営会議（仮称）」を設置し、附属学校園の全学的なマネジメント体制等を整備する。

<p>【A28】教育学部と附属学校園が連携し、学部の教育・研究目的に即した実践的・実験的な研究を推進する。</p> <p>【A29】力量ある教員の養成をめざして、教育実習を中心とする大学・学部の教員養成カリキュラムを充実する。</p> <p>【A30】教育学部と附属学校園との連携の成果等を活かして地域社会の発展に貢献する。</p>	<p>【B44】学部教員と附属学校園教員による共同研究を推進する組織体制を学部・附属学校運営協議会のもとに設け、二学期制等附属学校園を活用した実践的な研究開発を企画・推進する。</p> <p>【B45】学部が県教育委員会との連携のもとに取り組む教員養成カリキュラムの開発に協力し、教育実習を中心に学年段階にふさわしい実習や実践的な学習の内容・方法について改善する。</p> <p>【B46】附属小学校における複式学級の活用等地域の特性に応じた教育研究に取り組み、その成果と課題を検証することを通して地域社会に還元する。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>【A31】学長のリーダーシップ機能を高め、戦略的かつ機動的な大学マネジメントを行う。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>【A32】多様化する大学運営に対応するために事務機能を高める。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>【B47】大学運営の企画立案体制を強化し、PDCAサイクルを活かして学長のリーダーシップを発揮できる大学マネジメント体制を確立する。</p> <p>【B48】経営協議会の機能を積極的に活用し、大学マネジメントに適切に反映する。</p> <p>【B49】内部監査機能等を強化し、業務の合法性及び合理性を高め、大学運営の改善に反映する。</p> <p>【B50】限りある人的・物的資源を教育環境の充実に重点的に配分する。</p> <p>【B51】男女共同参画事業を推進するために、組織体制の整備や行動計画の策定等を行う。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>【B52】職員の能力や業績が最大限活かされる新たな人事システム「鹿児島大学モデル」を構築し、専門的事務能力を持つ人材を育成する。</p> <p>【B53】専門的事務能力を有する人材を活用し、事務機能を高めるための事務処理体制を整備する。</p>

<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>【A33】外部資金その他の自己収入の増収に努める。</p> <p>【A34】附属病院経営の効率的・機動的遂行体制を充実し、安定的な財源を確保する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>【A35】「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>【A36】費用対効果の観点から検証を行い経費を節減する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>【A37】現有資産を点検・評価し、効率的・効果的な運用を図る。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>【B54】研究者の研究内容・成果を広く情報発信し、産業界等とのシンポジウム等を通じて、外部資金の獲得を可能とする新たな研究を開拓する。</p> <p>【B55】病院の経営改善を推進し、収入の増加を図るとともに、効率的な予算執行による経費の節減に取り組む。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>【B56】「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>【B57】契約方法の見直し、情報化の推進、省エネ等に対する啓発活動の実施などにより、効率的な運営に努め、管理的経費を平成21年度に対して5%削減する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>【B58】保有する土地及び施設等の維持管理、利活用状況を把握し有効活用する。</p> <p>【B59】新たな整備手法等により、学生福利厚生施設等を充実する。</p> <p>【B60】資金管理計画に基づき、安全かつ収益性に配慮した資金運用を実施する。</p> <p>【B61】附属練習船の全国共同利用化を推進する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>【A38】大学運営評価のP D C Aサイクルを確立し、評価・改善体制を充実する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>【A39】透明性を高め戦略的な広報活動を展開する。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>【B62】I Tを活用した、中期計画・年度計画の進捗状況管理及び評価作業の効率化を図るなど、点検・評価・改善システムを強化・拡充する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>【B63】「広報センター」を中心とした広報体制を充実し、積極的な情報提供活動を推進する。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>【A40】地域の中核的拠点として、高度かつ持続可能な教育研究基盤を形成する。</p> <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>【A41】大学の社会的責任を果たすため、適切なリスク管理と安全管理を行う。</p> <p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>【A42】社会規範に沿って、法令や情報セキュリティを遵守した運営を行う。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【B64】教育研究を支える先端的な機能を有し、地域における知識・文化の拠点となるキャンパスを形成するとともに、P F I事業として（郡元）環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業を確実に推進する。</p> <p>【B65】環境に優しい持続可能なキャンパスの実現をめざし、施設等の適切な維持管理と有効活用を推進する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>【B66】リスク評価によるリスク管理と安全管理体制を整備する。</p> <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>【B67】教職員等に対し啓発活動等を行い、法令遵守を徹底する。</p> <p>【B68】コンプライアンス体制の機能を強化する。</p> <p>【B69】情報セキュリティ体制を強化し、情報管理を徹底する。</p>

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画  
別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額  
4.1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

水産学部附属練習船1隻（かごしま丸、1,297.08トン）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究、診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・(医・歯病)旧中央診療棟他改修 ・(医・歯病)基幹・環境整備(埋文調査) ・(医・歯病)病棟 ・環境ハコイ研究棟等改修施設整備等事業(PFI事業) ・小規模改修 ・附属練習船かごしま丸建造 ・デジタルX線透視撮影システム ・血液検査システム	総額 11,823	施設整備費補助金(2,310) 船舶建造費補助金(3,355) 長期借入金(5,720) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金(438)

(注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2)小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

## 2. 人事に関する計画

### (1) 方針

- ア 教育研究の活性化と教員の流動性向上のため、任期制、公募制を推進する。
- イ 公正な再審査システムの構築を図る。
- ウ 職員の能力開発の推進のため、共通研修及び専門研修を実施する。
- エ 事務職員の能力や業績が最大限活かされる新たな人事システムを開発し、専門的能力を持つ人材を育成する。
- オ 他大学等関係機関との間で広く計画的な人事交流を行い、組織の活性化を図る。

### (2) 人事に係る指標

職員について、その職員数の抑制を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 136,326百万円(退職手当は除く。)

## 3. 中期目標期間を超える債務負担

### (PFI事業)

(郡元)環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業

・事業総額：4,818百万円

・事業期間：平成17年度～平成30年度(14年間)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備 費補助金	272	272	272	272	272	272	1,632	816	2,448
運営費 交付金	137	130	123	116	110	103	719	268	987

(注)金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学 財務・経営 センター)	1,079	1,069	1,095	1,147	1,213	1,156	6,758	7,659	14,417

(注)金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。  
なお、四捨五入の関係で小計が符合しない。

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ・教育、研究、診療に係る業務及び附帯業務

## 学部等の記載

中期目標		中期計画	
別表1(学部, 研究科)		別表(収容定員)	
学 部	法文学部 教育学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部 水産学部	平成 22 年度	法文学部 1,600人 教育学部 1,100人 (うち教員養成に係る分野960人) 理 学 部 740人 医 学 部 1,110人 (うち医師養成に係る分野590人) 歯 学 部 330人 (うち歯科医師養成に係る分野330人) 工 学 部 1,830人 農 学 部 1,000人 (うち獣医師養成に係る分野180人) 水産学部 560人 (うち水産教員養成に係る分野 40人)
研 究 科	人文社会科学研究科 教育学研究科 保健学研究科 理工学研究科 農学研究科 水産学研究科 医歯学総合研究科 司法政策研究科 臨床心理学研究科 連合農学研究科 〔参加大学 佐賀大学 琉球大学〕 連合獣医学研究科 〔山口大学大学院 連合獣医学研究科に参加〕		人文社会科学研究科 74人 〔うち修士課程 56人〕 博士課程 18人〕 教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 保健学研究科 62人 〔うち修士課程 44人〕 博士課程 18人〕 理工学研究科 654人 〔うち修士課程 572人〕 博士課程 82人〕 農学研究科 138人 (うち修士課程 138人) 水産学研究科 64人 (うち修士課程 64人) 医歯学総合研究科 372人 〔うち修士課程 40人〕 博士課程 332人〕 司法政策研究科 75人 (うち専門職学位課程 75人)

	臨床心理学研究科 30人 (うち専門職学位課程 30人)
	連合農学研究科 69人 (うち博士課程 69人)
平成 23 年度	法文学部 1,600人 教育学部 1,100人 (うち教員養成に係る分野960人)
	理学部 740人 医学部 1,130人 (うち医師養成に係る分野610人)
	歯学部 330人 (うち歯科医師養成に係る分野330人)
	工学部 1,815人 農学部 1,000人 (うち獣医師養成に係る分野180人)
	水産学部 560人 (うち水産教員養成に係る分野40人)
	人文社会科学研究科 74人 (うち修士課程 56人 博士課程 18人)
	教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人)
	保健学研究科 62人 (うち修士課程 44人 博士課程 18人)
	理工学研究科 644人 (うち修士課程 572人 博士課程 72人)
	農学研究科 138人 (うち修士課程 138人)
	水産学研究科 64人 (うち修士課程 64人)
	医歯学総合研究科 328人 (うち修士課程 40人 博士課程 288人)
	司法政策研究科 60人 (うち専門職学位課程 60人)
	臨床心理学研究科 30人 (うち専門職学位課程 30人)

	連合農学研究科 69人 (うち博士課程 69人)
平成 24 年度	法文学部 1,600人 教育学部 1,100人 (うち教員養成に係る分野960人) 理学部 740人 医学部 1,150人 (うち医師養成に係る分野630人) 歯学部 330人 (うち歯科医師養成に係る分野330人) 工学部 1,800人 農学部 1,000人 (うち獣医師養成に係る分野180人) 水産学部 560人 (うち水産教員養成に係る分野40人)
	人文社会科学研究科 74人 (うち修士課程 56人 博士課程 18人) 教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 保健学研究科 62人 (うち修士課程 44人 博士課程 18人) 理工学研究科 644人 (うち修士課程 572人 博士課程 72人) 農学研究科 138人 (うち修士課程 138人) 水産学研究科 64人 (うち修士課程 64人) 医歯学総合研究科 284人 (うち修士課程 40人 博士課程 244人) 司法政策研究科 45人 (うち専門職学位課程 45人) 臨床心理学研究科 30人 (うち専門職学位課程 30人) 連合農学研究科 69人 (うち博士課程 69人)

平成 25 年度	法文学部 1,600人 教育学部 1,100人 (うち教員養成に係る分野960人) 理学部 740人 医学部 1,170人 (うち医師養成に係る分野650人) 歯学部 330人 (うち歯科医師養成に係る分野330人) 工学部 1,800人 農学部 1,000人 (うち獣医師養成に係る分野180人) 水産学部 560人 (うち水産教員養成に係る分野40人)
	人文社会科学研究科 74人 (うち修士課程 56人 博士課程 18人) 教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 保健学研究科 62人 (うち修士課程 44人 博士課程 18人) 理工学研究科 644人 (うち修士課程 572人 博士課程 72人) 農学研究科 138人 (うち修士課程 138人) 水産学研究科 64人 (うち修士課程 64人) 医歯学総合研究科 240人 (うち修士課程 40人 博士課程 200人) 司法政策研究科 45人 (うち専門職学位課程 45人) 臨床心理学研究科 30人 (うち専門職学位課程 30人) 連合農学研究科 69人 (うち博士課程 69人)

平成 26 年度	法文学部 1,600人 教育学部 1,100人 (うち教員養成に係る分野960人) 理学部 740人 医学部 1,190人 (うち医師養成に係る分野670人) 歯学部 330人 (うち歯科医師養成に係る分野330人) 工学部 1,800人 農学部 1,000人 (うち獣医師養成に係る分野180人) 水産学部 560人 (うち水産教員養成に係る分野40人)
	人文社会科学研究科 74人 (うち修士課程 56人 博士課程 18人) 教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 保健学研究科 62人 (うち修士課程 44人 博士課程 18人) 理工学研究科 644人 (うち修士課程 572人 博士課程 72人) 農学研究科 138人 (うち修士課程 138人) 水産学研究科 64人 (うち修士課程 64人) 医歯学総合研究科 240人 (うち修士課程 40人 博士課程 200人) 司法政策研究科 45人 (うち専門職学位課程 45人) 臨床心理学研究科 30人 (うち専門職学位課程 30人) 連合農学研究科 69人 (うち博士課程 69人)

平成 27 年度	法文学部 1,600人 教育学部 1,100人 (うち教員養成に係る分野960人) 理学部 740人 医学部 1,200人 (うち医師養成に係る分野680人) 歯学部 330人 (うち歯科医師養成に係る分野330人) 工学部 1,800人 農学部 1,000人 (うち獣医師養成に係る分野180人) 水産学部 560人 (うち水産教員養成に係る分野40人)
	人文社会科学研究科 74人 (うち修士課程 56人) (博士課程 18人) 教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 保健学研究科 62人 (うち修士課程 44人) (博士課程 18人) 理工学研究科 644人 (うち修士課程 572人) (博士課程 72人) 農学研究科 138人 (うち修士課程 138人) 水産学研究科 64人 (うち修士課程 64人) 医歯学総合研究科 240人 (うち修士課程 40人) (博士課程 200人) 司法政策研究科 45人 (うち専門職学位課程 45人) 臨床心理学研究科 30人 (うち専門職学位課程 30人) 連合農学研究科 69人 (うち博士課程 69人)

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 鹿児島大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	94,790
施設整備費補助金	2,310
船舶建造費補助金	3,355
国立大学財務・経営センター施設費交付金	438
自己収入	130,424
授業料及び入学金検定料収入	37,833
附属病院収入	90,465
財産処分収入	0
雑収入	2,126
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	16,575
長期借入金収入	5,720
計	253,612
支出	
業務費	217,333
教育研究経費	134,749
診療経費	82,584
施設整備費	8,468
船舶建造費	3,355
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	16,575
長期借入金償還金	7,881
計	253,612

[ 人件費の見積り ]

中期目標期間中総額 136,326百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人鹿児島大学役員退職手当規則、国立大学法人鹿児島大学職員退職手当規則及び国立大学法人鹿児島大学非常勤職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[ 運営費交付金の算定方法 ]

毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

[ 一般運営費交付金対象事業費 ]

「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E ( y - 1 ) は直前の事業年度における E ( y )。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F ( y - 1 ) は直前の事業年度における F ( y )。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（ にかかる者を除く。 ）の 人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の 人件費相当額及び教育研究診療 経費。
- ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の 人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（ 役員を含む ）の 人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[ 一般運営費交付金対象収入 ]

「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び 収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される 免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員 超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

[ 特別運営費交付金対象事業費 ]

「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

[ 特殊要因運営費交付金対象事業費 ]

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

[ 附属病院運営費交付金対象事業費 ]

「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる 人件費相 当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J ( y - 1 ) は直前の事業年度にお ける J ( y )。

「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[ 附属病院運営費交付金対象収入 ]

「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる 収入。L ( y - 1 ) は直前の事業年度における L ( y )。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$
---------------------------------------------

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{A(y) = E(y) + F(y) - G(y)}$$

$$(1) E(y) = E(y - 1) \times (\text{係数})$$

$$(2) F(y) = \{ F(y - 1) \times (\text{係数}) \} \times (\text{係数}) \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

-----  
E(y) : 教育研究等基幹経費( )を対象。

F(y) : その他教育研究経費( )を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入( )、その他収入( )を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

-----  
H(y) : 特別経費( )を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

-----  
I(y) : 特種要因経費( )を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = \{ J(y) + K(y) \} - L(y)}$$

$$(1) J(y) = J(y - 1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y - 1) \pm W(y)$$

-----  
J(y) : 一般診療経費( )を対象。

K(y) : 債務償還経費( )を対象。

L(y) : 附属病院収入( )を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各

事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

#### 【諸係数】

(アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で1.4%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

(ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の実見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の実見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 鹿児島大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	239,886
經常費用	239,886
業務費	215,370
教育研究経費	27,644
診療経費	31,839
受託研究費等	9,114
役員人件費	647
教員人件費	72,203
職員人件費	73,923
一般管理費	8,151
財務費用	1,407
雑損	0
減価償却費	14,958
臨時損失	0
収入の部	241,790
經常収益	241,790
運営費交付金収益	94,731
授業料収益	27,448
入学金収益	4,488
検定料収益	1,012
附属病院収益	90,465
受託研究等収益	9,114
寄附金収益	6,510
財務収益	306
雑益	1,820
資産見返負債戻入	5,896
臨時利益	0
純利益	1,904
総利益	1,904

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額(建物、診療機器等の整備のための借入金)が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 鹿児島大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	256,322
業務活動による支出	227,007
投資活動による支出	18,724
財務活動による支出	7,881
次期中期目標期間への繰越金	2,710
資金収入	256,322
業務活動による収入	241,789
運営費交付金による収入	94,790
授業料及び入学料検定料による収入	37,833
附属病院収入	90,465
受託研究等収入	9,114
寄附金収入	7,461
その他の収入	2,126
投資活動による収入	6,103
施設費による収入	6,103
その他の収入	0
財務活動による収入	5,720
前中期目標期間よりの繰越金	2,710

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。